

令和５年度 京都市国民健康保険特定保健指導業務委託事業者募集要項

1 募集の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病予防に関する特定健診・特定保健指導が平成２０年４月から各医療保険者に義務化され、京都市でも特定保健指導に取り組んでいます。

利用者の多種多様なニーズに対応し、効果的かつ質の高い保健指導を確保するため、事業者の特性をいかした特定保健指導プログラムの提供が可能な事業者を公募します。

2 業務内容

特定保健指導業務

別紙１『令和５年度 京都市国民健康保険特定保健指導実施事業者指定基準』（以下「指定基準」という。）「６ 業務内容」に定める特定保健指導業務。

3 委託期間

令和５年６月１日（木）から受付期間内に受け付けた特定保健指導が終了するまで（途中終了を含む）

指定基準の「３ 実施時期」に該当する期間。

4 応募資格

- （１） 指定基準を満たす者。
- （２） 特定保健指導の実施期間中に自社若しくは関連会社のフィットネス施設の利用が可能な事業者であること。
- （３） 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関としての申請及び登録をしていること。
- （４） 京都市または京都市に隣接する市町村に施設を有する事業者であること。
- （５） 事業所の特性をいかしたプログラムの提供ができる事業者であること。
- （６） 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。もしくは該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者であること。（委託契約時に京都市暴力団排除条例施行規則第 7 条の規定に基づく誓約書※¹を提出してください。）
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号いずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - ウ 引き続き 2 年以上、当該営業を営んでいること

※¹誓約書：

<http://web.city.kyoto.lg.jp/si140500/proposal/seiyakusyo.xls>

- エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
- オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと
- カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
- キ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと

5 応募方法及び審査方法

(1) 提出書類（各 1 部）

- ・参加意向確認書（別紙 2）
- ・見積書及び見積内訳（別紙 3）
- ・会社概要（会社の規模、特定保健指導事業の実績等）
- ・当該業務の実施体制（実施施設、実施可能な曜日・時間、従事者数、役割、専門職種や業務統括者の配置等）
- ・安全管理対策（個人情報保護対策、事故予防対策等）

(2) 提出期間及び提出場所

参加を希望される場合は、事前に京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課まで連絡の上、令和 5 年 3 月 1 日（水）から令和 5 年 3 月 15 日（水）午後 5 時 30 分までに、上記書類を郵送又は持参にてご提出ください。

(3) 審査及び審査基準

提出された書類に基づき、受託候補者の審査を行います。なお、本市が必要と認めた場合、必要に応じてヒアリングのほか、追加書類を求めることがあります。

審査基準

評価項目	評価事項
提案者の実績及び実施体制	参加資格、会社の規模と実績、人員配置等の実施体制 （特定保健指導事業の実績はありますか？） （専門職、業務統括者が配置されていますか？）
指導内容の妥当性及び提案者の意欲	特定保健指導の内容・方法 （具体的かつ効果的な内容で、生活習慣改善の行動変容に結びつきやすいですか？）
	指導に使用する教材や器具等 （最新の知見・情報に基づいた分かりやすい指導教材が準備できますか？） （施設の特性をいかした特定保健指導プログラムの提供ができますか？）
安全管理体制	個人情報保護対策・事故予防対策 （個人情報保護に関する社内規定を設け、適切な取り扱いがなされていますか？） （事故予防対策や発生時対策が十分なされていますか？）

その他	本市との連携体制等 (必要に応じて本市と臨機応変に協議することは可能ですか?)
-----	---

(4) 審査結果発表

選考結果については、令和5年3月31日(金)までに、京都市公式ホームページ(京都市情報館)にて公表します。また、各事業者ごとに文書またはメールで通知します。

6 留意事項

- (1) 提出された書類等は返却いたしません。
- (2) 受託事業者との契約に当たっては、契約書を作成するものとします。
- (3) 本業務の再委託は不可とします。
- (4) 本市が必要と認めた場合、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 選定から契約までの間に、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。
- (6) 受託を希望する事業者は、指定基準に十分にご留意ください。
- (7) 本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とします。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできません。

7 連絡及び提出先

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課(担当: 藤岡・小池)

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階

電話: (075) 213-5862

電子メール: kokuho-kenko@city.kyoto.lg.jp